

令和2年9月

警察庁 交通局 御中

一般社団法人全国銀行協会  
一般社団法人全国地方銀行協会  
一般社団法人信託協会  
一般社団法人第二地方銀行協会  
一般社団法人全国信用金庫協会  
一般社団法人全国信用組合中央協会  
一般社団法人全国労働金庫協会  
農 林 中 央 金 庫

### 交通反則金に係る電子納付導入の早期実現について

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、金融界は、平成28年6月に設置された金融庁の「決済高度化官民推進会議」における検討等を踏まえ、決済インフラの更なる高度化に向けた検討・取組みを行っております。

また、「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」（2018年3月設置。以下「勉強会」という。）でも「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポート」（以下「調査レポート」という。）の取りまとめ<sup>1</sup>にあたっては、貴庁にご協力を賜り、あらためて厚く御礼申し上げます。

一方、「官民データ活用推進基本法」（平成28年12月14日公布・施行）においては、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続に関するオンライン利用の原則化が規定されていることに加え、政府は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和2年7月17日）において、書面や対面といった、デジタルによる完結を阻む要件は、感染症の感染拡大の防止の妨げとなるだけでなく、今後の経済の回復局面、さらにはデジタル化による社会変革を進める際の官民双方の生産性向上の妨げにもつながりかねないとして、全ての行政手続を対象として、デジタル化の前倒しなどを早急に検討する旨を掲げております。

---

<sup>1</sup> 未来投資戦略2017に掲げられた「政府横断での行政手続コスト削減の徹底」等を踏まえ、税・公金収納・支払の効率化を進めるために、現在の状況を鳥瞰しつつ、既存の枠組みのなかで短期的に足元から取り組みできないことがないか、更には、新たな技術や諸外国の事例等を参考に、中長期的（～10年程度）にはどのような対応が望ましいか、意見交換等を行う官民の会合（事務局：全国銀行協会、参考URL：<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/tax-efficiency/>）。

政府において検討が行われている業務改革や行政手続のオンライン化への取組み等は、決済インフラの高度化を通じた経済の活性化と国民生活の向上を図る金融界の取組みと軌を一にするものであると考えられます。

つきましては、交通反則金の電子納付の導入について、下記のとおり要望いたしますので、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### ○ 交通反則金に係る新たな納付方法の早期導入

国税等の他の国庫金の電子納付の利用件数が年々拡大している一方、交通反則金（以下「反則金」という。）については、電子納付のインフラがないことから金融機関の窓口で行うよりほかに、特に手書きされている反則金納付書は異例でもありその処理は時間を要することから、繁忙時などには他の取引で来訪した顧客の待ち時間が長くなる等の影響が生じている。また、都道府県ごとの反則金納付書の仕分けや手計算が金融機関の事務負担となっている。

このため、反則金についても、国税等と同様に、ペイジー等金融機関窓口以外の方法や、QR コードを活用した方法<sup>2</sup>を導入いただければ、特定の場所や時間帯に縛られない納付が可能となる。加えて、この取組みは、いわゆるウィズコロナの時代において、「3つの密」を回避し、「新しい生活様式」の実践に寄与するものである。

また、これらの方法によれば、納付済通知書の電子化が可能となるため、消込作業を大幅に軽減でき、効率的な行政運営を実現することが可能になると考えられる。

平成 30 年の交通違反取締件数は年間約 601 万件に上る中、こうした電子納付を導入いただければ、金融機関窓口の混雑解消に繋がるなど国民の利便性向上に寄与するほか、行政や金融機関の事務の効率化にも資すると考えられる。

貴庁におかれては、効率的な行政運営の実現や金融機関の事務の効率化の観点から、財務省等関係省庁および地方公共団体とも連携して、反則金に係る電子納付の導入を早期に実現していただけるようお願いしたい。

以 上

---

<sup>2</sup> 調査レポート（2019 年度）に記載のとおり、交通反則告知書への QR コードの付加には一部課題等がある。